

平成28年8月
農林水産省

平成29年度税制改正要望の主要事項について

1. 新規・拡充措置に関する要望

- (1) 農村地域における農業者の就業構造改善のための税制上の所要の措置（所得税）
- (2) 森林吸収源対策の財源確保に係る森林環境税（仮称）の創設

2. 既存措置に関する要望

- (1) 農業経営基盤強化準備金制度の2年延長等（所得税・法人税）
- (2) 農林漁業用A重油等に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分を含む。）の免税・還付措置の3年延長（石油石炭税）

平成 29 年 度
税 制 改 正 要 望

平成 28 年 8 月
農 林 水 産 省

第 1 農業の構造改革の推進・農業経営の安定化

- 1 農業経営基盤強化準備金制度（交付金を準備金として積み立てた場合及び同準備金を活用して農用地等を取得した場合の経費算入）の 2 年延長等（所得税・法人税）
- 2 農林漁業用 A 重油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分を含む。）の免税・還付措置の 3 年延長（石油石炭税）
- 3 農林漁業用軽油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分）の還付措置の 3 年延長（石油石炭税）
- 4 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置の 3 年延長（所得税・法人税、個人住民税）
- 5 収入保険制度の導入及び農業災害補償制度の見直しに伴う税制上の所要の措置（複数税目）
- 6 生産資材価格の引下げ及び農産物の流通加工構造の改革のための税制上の所要の措置（複数税目）
- 7 特定の事業用資産の買換え及び交換を行った場合の課税の特例措置の 3 年延長（所得税・法人税）
 - ① 農用地区域内における農地等の買換え
 - ② 市街化区域内の農地等から市街化区域外の農地等への買換え
- 8 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（2%→0.8%）の 2 年延長（登録免許税）
- 9 農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置（取得価格の1/3控除）の 2 年延長（不動産取得税）
- 10 農業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用施設を取得した場合の課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限1/2）の 2 年延長（不動産取得税）
- 11 農業信用基金協会、（独）農林漁業信用基金及び漁業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の 2 年延長（登録免許税）

【経産省等 2 省庁共管】

第2 農林水産関連産業の振興等

- 1 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び3年延長（所得税・法人税、法人住民税）
【経産省等7省共管】
- 2 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）[中小企業投資促進税制]の拡充及び2年延長等（所得税・法人税、固定資産税）
【経産省等4省共管】
- 3 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）[商業・サービス業・農林水産業活性化税制]の3年延長（所得税・法人税）
【経産省等2省共管】
- 4 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）（所得税）
【金融庁等2省庁共管】
- 5 受取配当等の益金不算入制度の見直し等（法人税）
【金融庁共管】
- 6 退職年金等積立金に対する特別法人税の撤廃（法人税、法人住民税）
【厚労省等6省庁共管】
- 7 中小企業等の貸倒引当金の特例（繰入限度額を12%増し）の2年延長（法人税）
【経産省等4省庁共管】

第3 農山漁村の活性化

- 1 農村地域における農業者の就業構造改善のための税制上の所要の措置（所得税）
- 2 振興山村において農林水産物加工施設等を取得した場合の割増償却（機械・装置24%、建物等36%）の2年延長（所得税・法人税）
【国交省共管】
- 3 過疎地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却（機械・装置10%、建物等6%）の拡充（農林水産物等販売業の追加）及び2年延長（所得税・法人税）
【総務省等2省共管】

- 4 次の特定地域において工業用機械等を取得した場合の割増償却（機械・装置32%、建物等48%）の2年延長（所得税・法人税）
 - (1) 半島振興対策実施地域 【国交省共管】
 - (2) 離島振興対策実施地域 【国交省共管】
 - (3) 奄美群島 【国交省共管】
- 5 東日本大震災の津波被災区域で実施する土地改良事業の換地計画に基づき創設農用地を取得した場合の課税標準の特例措置（取得価格の1/3控除）の2年延長（不動産取得税）
- 6 帰還困難区域の取扱いに関する政府方針（検討中）を踏まえた税制上の所要の措置（複数税目）

【復興庁等3省庁共管】
- 7 熊本地震による被害等を踏まえた税制上の所要の措置（複数税目）

【内閣府共管】

第4 都市農業の振興

- 新たな都市農業振興制度の構築に伴う税制上の所要の措置（相続税・固定資産税）
- 【国交省共管】

第5 森林・林業施策の推進

- 1 森林吸収源対策の財源確保に係る森林環境税（仮称）の創設
- 2 農林漁業用軽油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分）の還付措置の3年延長（石油石炭税）（再掲）
- 3 山林についての相続税の納税猶予制度の拡充（相続税）
- 4 森林法等の一部改正に伴う税制上の所要の措置（複数税目）
 - (1) 森林経営計画の認定基準見直しに伴う措置
 - (2) 国立研究開発法人森林総合研究所の名称変更等に伴う措置
- 5 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）[中小企業投資促進税制]の拡充及び2年延長等（所得税・法人税、固定資産税）（再掲）

【経産省等4省共管】

- 6 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却（30％）又は税額控除（7％）[商業・サービス業・農林水産業活性化税制]の3年延長（所得税・法人税）（再掲）
【経産省等2省共管】
- 7 受取配当等の益金不算入制度の見直し等（法人税）（再掲）
【金融庁共管】
- 8 中小企業等の貸倒引当金の特例（繰入限度額を12％増し）の2年延長（法人税）（再掲）
【経産省等4省庁共管】
- 9 農業信用基金協会、(独)農林漁業信用基金及び漁業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4％→0.15％）の2年延長（登録免許税）（再掲）
【経産省等2省庁共管】

第6 水産施策の推進

- 1 農林漁業用A重油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分を含む。）の免税・還付措置の3年延長（石油石炭税）（再掲）
- 2 農林漁業用軽油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分）の還付措置の3年延長（石油石炭税）（再掲）
- 3 特定の事業用資産（漁船）の買換え及び交換を行った場合の課税の特例措置の3年延長（所得税・法人税）
- 4 農業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用施設を取得した場合の課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限1/2）の2年延長（不動産取得税）（再掲）
- 5 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30％）又は税額控除（7％）[中小企業投資促進税制]の拡充及び2年延長等（所得税・法人税、固定資産税）（再掲）
【経産省等4省共管】
- 6 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却（30％）又は税額控除（7％）[商業・サービス業・農林水産業活性化税制]の3年延長（所得税・法人税）（再掲）
【経産省等2省共管】

- 7 受取配当等の益金不算入制度の見直し等（法人税）（再掲）
【金融庁共管】
- 8 中小企業等の貸倒引当金の特例（繰入限度額を12%増し）の2年延長（法人税）（再掲）
【経産省等4省庁共管】
- 9 農業信用基金協会、（独）農林漁業信用基金及び漁業信用基金協会等
等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）
の2年延長（登録免許税）（再掲）
【経産省等2省庁共管】